

姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした
学習支援業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和 6年 2月

姫 路 市

姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）募集要項（以下「募集要項」という。）は、姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務を委託するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績をもった業者を公募型プロポーザル方式により選定するためで定めるものである。

1 募集の概要

(1) 業務名

姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務概要

姫路市の生活困窮世帯の中学生（義務教育学校の後期課程に在籍する者を含む。）及び全日制高等学校の受検又は受験をする予定の者（以下「中学生等」という。）のうち、本市が本業務による効果が望めると判断したもの（以下「対象者」という。）に対し、基礎学力の向上並びに高等学校等への進学に向けた学習支援、居場所づくり支援及び自己肯定感を高める各事業を総合的に行うこと目的とし、業務委託により実施するものである。

本業務の詳細は、令和6年度姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

令和6年4月15日（月）から令和7年3月31日（月）まで

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たす法人でなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (4) 公告の日から参加表明受付期間の最終日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市健康福祉局生活援護室調整担当（以下「生活援護室調整担当」という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2338

FAX (079) 221-2429

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和6年(2024年) 2月21日から 令和6年(2024年) 4月14日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	生活援護室調整担当

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年2月21日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年2月29日

3	参加資格確認結果の通知	令和6年3月 1日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年3月 7日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年3月 11日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年3月 15日
7	提案内容のヒアリング	令和6年3月 21日
8	契約候補者の特定、契約候補者の通知及び審査結果の公表	令和6年3月 27日
9	契約締結予定	令和6年4月 12日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
 - (イ) 履歴事項全部証明書（令和5年12月1日以降に発行された最新のものの原本）
 - (ウ) 市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。）
 - (エ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたものの原本）
 - (オ) 関連企業申告書（様式2）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和 6年（2024年） 2月 21日から 令和 6年（2024年） 2月 29日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	生活援護室調整担当（姫路市安田四丁目1番地 本庁舎1階） (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026721.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便その他の配達の記録が確認できる方法によることとする。郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。

オ 提出場所

生活援護室調整担当（姫路市安田四丁目1番地 本庁舎1階）

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年2月27日午前9時から同月29日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正

午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後 4 時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

- ア 参加資格の確認結果は、令和 6 年 3 月 1 日に参加表明書に記載のあった電子メールアドレス宛に参加資格確認通知書を送信する。
- イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 6 年 3 月 7 日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により生活援護室調整担当に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 前項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式 3）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式は Microsoft Excel とする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kurashi-shigoto@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和 6 年 3 月 7 日午後 4 時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和 6 年 3 月 11 日午後 1 時

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第 1 号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式5には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。郵便事故等についての異議申立て等は受け付けない。

(4) 提出場所

生活援護室調整担当

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年3月13日午前9時から同月15日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、国が示す生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業実施要領、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について（技術的助言）、姫路市生活困窮世帯の高校生及び中学生等への学習支援事業実施要綱及び要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

8 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならぬ。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

- ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第7項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者ごとに総合評価点を算出する方法による。
- イ 提案に関する評価は、令和6年度姫路市生活困窮世帯の中学生等を対象とした学習支援業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- ウ 審査委員会において、提案資料及びヒアリングの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。
- エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	得点
業務経歴	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月1日以後に完了した、国、地方公共団体が発注した子どもに対する学習支援の履行実績を元請として有しているか。 	4点	4点
提案内容	(1) 業務実施方針 法令及び業務の理解	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法、実施要綱その他関係法令等を理解し、業務の趣旨、目的等本市が事業に求める内容を正しく理解しているか。 	5点	
	(2) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施に必要な人員配置及び確実な連携体制が整っているか。 支援員の資質及び専門性（中学生等の学習支援に必要となる知識、理解、支援経験等）は確保されているか。 支援員と対象者の組み合わせが支援実施ごとに替わる場合等に、対象者に対して体系的な支援が継続してできるような手段が確保されているか。 業務の趣旨、目的、必要となる支援内容等について、支援に当たる学習支援員及び支援員が適切に把握できるように研修や体制等が確保されているか。 	15点	
	(3) 評価テーマ① 学習教室による学習支援事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 対象者個々の特性や学力等を把握できるか。 指定教材指導時間で使用する教材の選定について個に応じて体系的に学べるように選定されているか 指定教材指導時間において対象者の特性や学力等に応じた指導ができるか。 指定教材指導時間の対象者個々の学習の進度が把握できるか。 指定教材指導時間の2時間において、対象者が集中して学習に取り組めるように計画されているか。 対象者が受講する指定教材指導時間以外において、通学する学校の課題等の学習に取り組む際に、個に応じた学習支援ができるか。 	30点	90点

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定教材指導時間以外に学習支援事業を利用する際の工夫や教材等の提供があるか。 ・ 出欠確認を適切に行い、無断欠席時の対応や欠席理由等に応じた参加への意欲を高める働きかけができるか。 	
(4) 評価テーマ② 情報提供事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立、公立、推薦、特色選抜等の受検日程の他、オープンハイスクールや学校説明会の日程、参加方法を把握し、対象者及びその保護者に助言できるか。 ・ 奨学金や貸付制度に関する知識はあるか。 	5点
(5) 評価テーマ③ 入学手続支援事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入試・入学手続、奨学金及び各種貸付に関し、書類の取寄せや書類作成、提出まで支援できる体制があるか。 	5点
(6) 評価テーマ④ 修学支援事業に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活を健全かつ順調に送れるよう、学習以外に、生活習慣に関する指導や、部活動、家庭学習等に関する悩み事や困り事の相談に応じ支援できる体制はあるか。 	5点
(7) 評価テーマ⑤ 体験活動等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己有用感や社会性の醸成、将来の進路選択を考えるきっかけづくりとなる体験活動等としてどのような工夫があるか。 ・ 市外を含む屋外活動、調理実習等の体験活動等を行うに当たり、対象者の安全に配慮した体験活動等ができるか。 	15点
(8) 解決力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者間のトラブルや対象者の保護者等からの要望・苦情等への対応が適切に行えるか。 ・ 支援員が対象者や対象者の世帯が抱える課題を把握した際に、姫路市や自立相談支援機関に適切に連絡でき、必要な機関と連携した対応ができる体制となっているか。 	5点
(9) 危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護及び守秘義務に対する取組は適切か。 ・ 有事時や緊急時等に適切な対応ができる体制が整っているか。 	5点

※1 業務実績については、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	評価点 (配点4点)
A	国・都道府県・政令指定都市・中核市との間で通算3年間以上の契約実績を複数有している	4点
B	国・都道府県・政令指定都市・中核市との間で通算2年間の契約実績を複数有している	3点
C	国・都道府県・政令指定都市・中核市との間で契約実績を複数有している	2点
D	国・都道府県・人口10万人以上の市との間で契約実績を有している	1点
E	国・都道府県・人口10万人以上の市との間で契約実績を有していない	0点

※2 業務実績以外については、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.80
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.60
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.40
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.20

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式6に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である6点を付与し、その他の提案者の評価点は、6点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数（小数点以下第三位を四捨五入する。）とする。

$$6 \text{点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{提案者が示す受託希望金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点（小数点以下第三位を四捨五入する。）と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和6年3月27日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は、令和6年4月5日午後4時までに、本件業務の見積書を生活援護室調整担当に提出すること。
- カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和6年3月27日を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1 0 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により生活援護室調整担当に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 2 失格に関する事項

- 次のいずれかに該当する者は、失格とする。
- (1) 第2項に規定する参加資格を満たしていない者
 - (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかつた者
 - (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
 - (4) 提案手続において姫路市公告第57号第1項第4号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
 - (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
 - (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 本業務における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、契約候補者を特定するための審査材料となるものであり、実際の業務の実施に当たっては、本市と協議した上で決定することとなるので留意すること。
- (2) 募集要項に記載の日時に変更がある場合は、指示に従うこと。
- (3) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 契約候補者が契約締結までの間に、このプロポーザルの参加資格要件を満たさなくなつた場合は、契約を締結しない。
- (5) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (6) 参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。
- (7) 本業務は、令和6年度予算の成立を前提としているため、令和6年度予算が成立しない場合又は修正された場合には、契約は行わない。
なお、その場合の契約候補者における損害については、本市は一切負担しない。